

金武町告示第1号

金武町特定個人情報等の適正な取扱いに関する規程を次のように定める。

平成28年1月4日

金武町長 仲間 一

金武町特定個人情報等の適正な取扱いに関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、金武町特定個人情報等の適正な取扱いのための基本方針（平成27年金武町訓令第6号）に基づき、特定個人情報等の適正な取扱いに関し必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 用語の定義は、特に定めのない限り、番号法及び条例の例による。

(特定個人情報の保護管理体制)

第3条 本町における特定個人情報の保護管理体制及び役割は以下のとおりとする。

(1) 特定個人情報保護総括責任者

特定個人情報の取扱いに関する総括的な責任者に総務課長を充て、以下の事項を所掌する。

- イ. 監査・研修の実施計画の策定
- ロ. 事故等発生時における指揮
- ハ. 事故等の特定個人情報保護委員会への報告
- ニ. 事故等の再発防止策の検討

(2) 特定個人情報保護管理責任者（以下「保護管理責任者」という。）

個人番号利用事務及び個人番号関係事務を所管する課長又は局長をそれぞれ保護管理責任者とし、以下の事項を所掌する。

- イ. 所管する課等の職員への教育及び監督
- ロ. 事務取扱担当者の明確化
- ハ. 所管する特定個人情報取扱区域の明確化及び安全管理措置の実施

(3) 特定個人情報事務取扱責任者（以下「事務取扱担当者」という）

保護管理責任者は特定個人情報等を取扱う職員を指定し、当該事務取扱担当者が取り扱う特定個人情報等の範囲を定める。

(4) 特定個人情報保護監査責任者（以下「監査責任者」という。）

監査責任者は総務課長をもって充て、監査責任者は保有特定個人情報等の管理の状況について保護管理責任者に監査を行わせ（外部監査を含む）、その結果を金武町

情報公開及び個人情報保護制度運営審議会に報告するものとする。

(本人確認措置)

第4条 本人及びその代理人から個人番号の提供を受けるときは、関係法令等に基づき適切な本人確認措置を行う。

2 番号法施行規則において規定された「個人番号利用事務実施者が適当と認める本人確認措置の方法及び書類」について、本町が所管する個人番号利用事務に係るものについては町長が別に定め、これを公表するものとする。

(安全管理措置の実施)

第5条 保護管理責任者は、所管する特定個人情報取扱区域において、金武町情報セキュリティポリシーの規程を遵守し、適切な物理的安全管理措置及び技術的安全管理措置を実施する。

(委託先の監督)

第6条 特定個人情報を取り扱う事務を委託する場合は、委託先においても本町と同等の安全管理措置が図られるよう、委託先に対する適切な監督を行う。

2 特定個人情報を取り扱う事務の再委託については、書面により本町が許諾した場合に限るものとし、再委託先についても委託先と同等の安全管理措置が図られるよう、再委託先に対する適切な監督を行う。

(特定個人情報ファイルの廃棄・消去)

第7条 保管期間が経過した特定個人情報ファイルについては、復元が容易にできない措置を施したうえで、速やかに廃棄又は消去を実施する。

2 特定個人情報ファイルを廃棄又は消去した場合は、廃棄又は消去したことの記録を保存する。

(特定個人情報保護評価の実施)

第8条 保護管理責任者は、番号法第27条及び特定個人情報保護委員会の定めた規程等に基づき、主管する事務における特定個人情報保護評価を適切に実施するものとする。

(事故等発生時の対応)

第9条 特定個人情報に関する事故等が発生した場合は、適切かつ速やかな対応を実施する。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。